

鳥取市犯罪被害者等支援条例（素案）

逐条解説

鳥取市総務部人権政策局人権推進課

目 次

第1条	目的	2
第2条	定義	3
第3条	基本理念	3
第4条	市の責務	4
第5条	市民の責務	4
第6条	相談及び情報の提供等	5
第7条	見舞金の支給	5
第8条	日常生活の支援	6
第9条	居住の安定	6
第10条	広報及び啓発	7
第11条	委任	7
附 則		7

鳥取市犯罪被害者等支援条例（素案）逐条解説

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市の犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とする。

【解説】

誰もが、ある日突然、犯罪被害者やその家族、遺族になり得る可能性があります。

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、周囲の無理解や配慮に欠ける言動等による間接的な被害、いわゆる「二次的被害」に苦しめられることも少なくありません。

誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている状況を受け、平成16年に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が制定されました。

本条例は、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とし、犯罪被害者等の支援に関する基本理念並びに市及び市民の責務等を定めた基本条例です。

[参考]

犯罪被害者等基本法

前文

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 市民 市内で暮らし、働き、学び、又は事業を営む全ての人をいう。

【解説】

「犯罪等」とは、犯罪被害者等基本法第2条第1項に基づき、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

「犯罪被害者等」とは、犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族であって、市内に住所を有する者をいいます。犯罪被害者等基本法第2条第2項に基づき、犯罪被害者本人だけでなく、家族及び遺族も含めます。

「二次的被害」とは、犯罪被害者等が、誹謗中傷または報道等により精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関して間接的に生じた被害をいいます。犯罪被害者等が受ける被害は、加害者のみならず、周囲の者の行為によっても生じうることから、明記しています。

「市民」とは、市内に住所を有する者のほか、市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいいます。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

【解説】

- 1 憲法に規定する個人の尊厳の理念は、犯罪被害者等についても当然に尊重されるべきものであり、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるべきことを明らかにしたものです。

- 2 犯罪被害者等が置かれている状況や事情は千差万別であり、犯罪被害者等に係る具体的状況に応じて、必要かつ有効な施策を適切に講じるべきことを明らかにしたものです。
- 3 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることに主眼を置いて行うべきことを明らかにしたものです。犯罪被害者等が、必要なときに適切な支援を受けられるよう、途切れることのない施策を実施していく必要があります。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し市の状況に応じた総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するに当たっては、国、県、警察、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等の支援を行う者と相互に連携を図るものとする。

【解説】

犯罪被害者等基本法第5条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担をふまえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められていることから、その趣旨をふまえ、市の責務を規定したものです。

犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたります。国、県その他の地方公共団体や、警察や公益社団法人ととり被害者支援センターと密接に連携し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう早期回復に向けた施策を実施します。

[参考]

犯罪被害者等基本法

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担をふまえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

地域社会全体で、犯罪被害者等への理解を深めていくことが大切です。市民の責務として、啓発事業への参加や二次的被害の発生防止に努めるなど、市や関係機関等が実施する施策に協力することを責務として規定しています。

[参考]

犯罪被害者等基本法

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、心理的な負担に配慮しながら、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

【解説】

市の総合窓口を、人権推進課に設置します。警察や公益社団法人とつとり被害者支援センターと密接に連携し、連絡調整を行いながら、犯罪被害者等の相談に応じます。犯罪被害者等の心情に寄り添って丁寧に聞き取りし、犯罪被害者等が望まれる情報の提供や助言を行います。

[参考]

犯罪被害者等基本法

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。

2 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

犯罪被害者等への経済的支援としては、国が支給する「犯罪被害等給付金」と、地方自治体が支給する「犯罪被害者等見舞金」があります。

本市においても、犯罪被害直後に経済面での支援を図ることを目的に「犯罪被害者等見舞金制度」を創設し、見舞金を支給することとします。支給対象者は別途定めます。

[参考]

○犯罪被害者等基本法

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

【解説】

犯罪被害者等の多くは、犯罪等による直接的な精神的・身体的・財産的被害に加え、医療機関への入院や通院、裁判手続等への対応などにより生活は一変します。育児や介護など、それまでできていたことが被害後はできなくなる場合があります。

犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、警察や公益社団法人ととり被害者支援センターと密接に連携し、犯罪被害者等の実情を把握したうえで、市の行政サービスを提供し支援します。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅等への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

【解説】

犯罪被害者等基本法第16条に基づく規定で、犯罪被害者等が、犯罪等により、これまで住んでいた住居に居住することが困難となった場合に、一時的に市営住宅を提供し、居住の安定を図ります。ここでいう市営住宅等とは、「鳥取市営住宅の設置及び管理

に関する条例」、「鳥取市改良住宅等の設置及び管理に関する条例」、「鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例」で定義する住宅を指します。

[参考]

○犯罪被害者等基本法

(居住の安定)

第16条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、二次的被害の防止及び犯罪被害者等の支援の必要性について市民の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

【解説】

犯罪被害者等の支援や二次的被害防止のためには、市民及び事業者が、犯罪被害者等について理解を深めることが重要です。市は、犯罪被害者等に関する情報の提供や、教育及び研修を行い、社会全体で犯罪被害者等を支援していく気運の醸成を図ります。

[参考]

○犯罪被害者等基本法

(国民の理解の増進)

第20条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

見舞金の支給に関しては「鳥取市犯罪被害者等見舞金支給要綱」で、別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

この条例の施行期日を規定しています。